

経技第1142号
令和8(2026)年2月5日

各市町長様

栃木県農政部長 廣川 貴之

病害虫防除を目的とする野焼きに関する注意喚起について

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律16条の2により野焼きは原則禁止されていますが、昨今、水田周辺のあぜ道や河川敷等の野焼きを原因とする延焼や死傷事故が相次いで発生しています。

水稻の病害虫については、イネ縞葉枯病抵抗性品種である「とちぎの星」の作付や育苗箱・本田での薬剤施用等により防除が可能であることから、野焼きは必ずしも適切な防除対策とはいえません。

つきましては、農業者や野焼きの実施団体に対し、野焼き以外の方法による適切な病害虫防除対策の実施について御指導くださるよう御協力願います。

経営技術課
グリーン農業推進担当
担当：出口
TEL 028-623-2286